

第5回歯科技工士の養成・確保に関する検討会	参考 資料2
平成31年1月17日	

第4回歯科技工士の養成・確保に関する検討会	資料1
平成30年11月19日	

歯科技工士の勤務状況等

労働環境について

- ✓ 歯科技工に対するやりがいやだけでなく、歯科技工士の職場環境や長時間労働などの課題を改善すべき。
- ✓ 就業歯科技工士のうち、他職種に転職したい理由として、給与の不満、労働時間の不満、将来性、健康面や人間関係が指摘されている。
- ✓ 短時間勤務の非常勤の歯科技工士を雇用するなど、多様な勤務体系に変えていくことも必要。
- ✓ 歯科診療所で働いている歯科技工士と歯科技工所で働いている歯科技工士とでは、残業時間や職務内容の意識についても傾向が異なっている。

新人歯科技工士について

- ✓ 従業員が継続して働けるような新人教育が必要。
- ✓ 高度化が進んで歯科技工物の作り方とか大幅に変わると歯科技工業務がより効率化され、歯科技工士の業務量を軽減できる可能性がある。若い人たちが参入してくるかもしれない。

女性歯科技工士の就労環境について

- ✓ 歯科技工士の離職状況と女性が遭遇するライフイベントによってどのように就業状況が変化しているのか分析が必要。
- ✓ 特に女性は離職した後に復職することに対してかなりの不安を抱いている。CAD/CAMといった新しい技術の活用により、復職に関する不安を軽減することが可能。

歯科技工士の見える化について

- ✓ 実際には大半が1人技工所なので、養成施設卒業後のビジョンを考えたときに難しいと感じる人が多いのではないかと。
- ✓ 歯科技工士が業務を行う上で、患者に会う機会が少なく、自分の仕事に対する評価が少ないため、歯科技工士という職業にやり甲斐を感じづらい。
- ✓ 免許取得者約12万人のうち、業務に従事している者は3割程度だが、歯科技工士が社会に評価されていないことが大きな理由。
- ✓ ICTの活用などを通じて歯科医療機関と歯科技工所を結ぶことにより、トレーサビリティとしての「歯科技工物作成者の見える化」を実施することが必要。
- ✓ 歯科技工士の認知度を上げるために、歯科技工物の作成者について歯科医療機関に掲示する等の取り組みを行うべき。

歯科技工士の業務のあり方について

- ✓ 高齢化社会の中で歯科技工業務の在り方を少し見直すことが必要。法律を変えるということではなく医療に携わっていることが実感できるような環境にしていきたい。また、介護現場における歯科技工士の業務のあり方を検討すべき。
- ✓ チーム医療を提供するにあたり、歯科医師、歯科衛生士だけでなく、歯科技工士がチームに参画して勤務する必要があるのではないかと。

歯科技工士の在留資格について

- ✓ 外国の方でも日本で歯科技工士として活躍できるような方向性というのは、十分検討課題としてあり得るのではないかと。

○就業歯科技工士数は微減傾向であり、平成28年は34,640人（対H26：145人増）である。

○就業場所別では、歯科技工所が約7割、病院・診療所が約3割である。

○就業歯科技工士数の年次推移

平成14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年
36,765	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640

（単位：人）

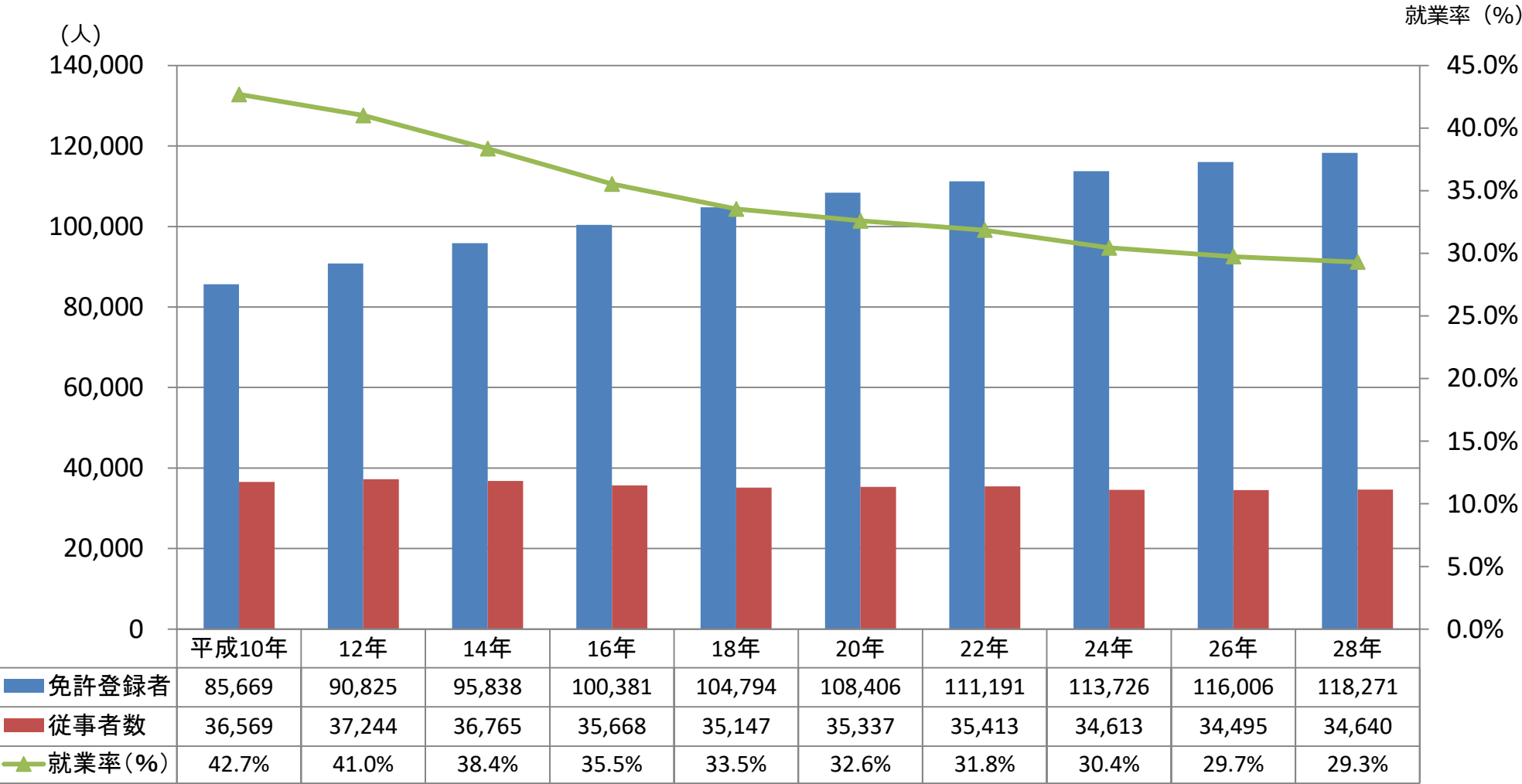
○就業場所別にみた就業歯科技工士（平成28年）

	歯科技工士（人）	構成割合（%）
総数	34,640	100.0
技工所	24,972	72.1
病院・診療所	9,166	26.5
歯科技工士学校又は養成所	291	0.8
事業所	118	0.3
その他	93	0.3

歯科技工士免許登録者数等の年次推移

○平成28年の歯科技工士免許登録者数は118,271人 業務従事者数は34,640人である。

○歯科技工士免許登録者数のうち就業者の占める割合（就業率）は、減少傾向であり平成28年では29.3%である。



(出典：衛生行政報告例、歯科医療振興財団調べ)

就業歯科技工士の年次推移（年齢階級別）

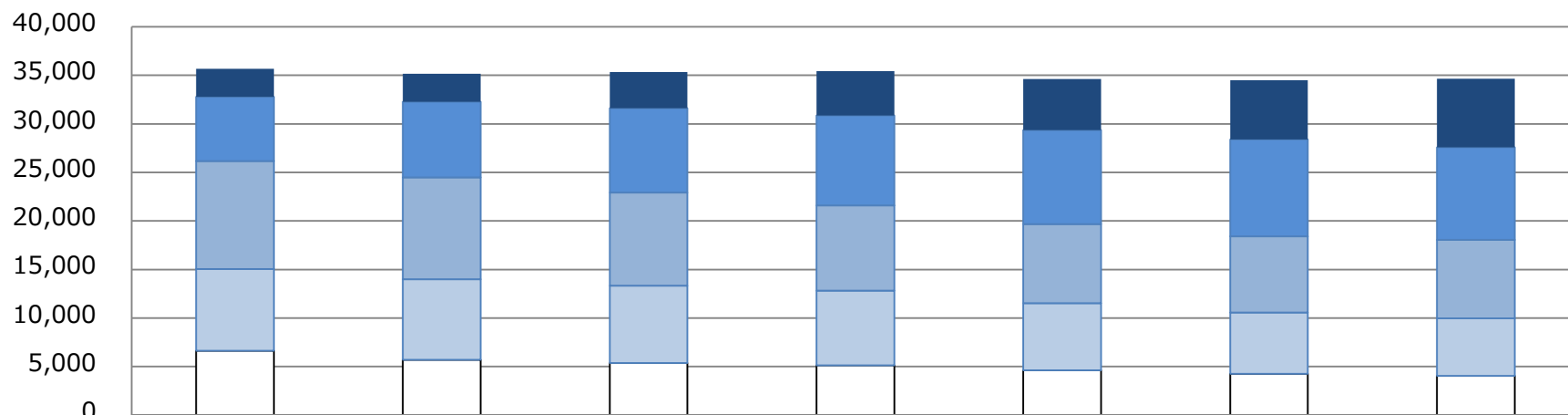
第1回歯科技工士の養成・
確保に関する検討会

平成30年5月15日

資料
2改

○就業歯科技工士のうち50歳以上の者は増加傾向であり平成28年で47.9%である。

(人)



	平成16年	18年	20年	22年	24年	26年	28年
60歳以上	2,899	2,876	3,738	4,555	5,269	6,114	7,068
50～59歳	6,597	7,775	8,673	9,256	9,681	9,954	9,518
40～49歳	11,116	10,506	9,606	8,770	8,128	7,859	8,077
30～39歳	8,438	8,282	7,963	7,718	6,933	6,315	5,936
29歳未満	6,618	5,708	5,357	5,114	4,602	4,253	4,041

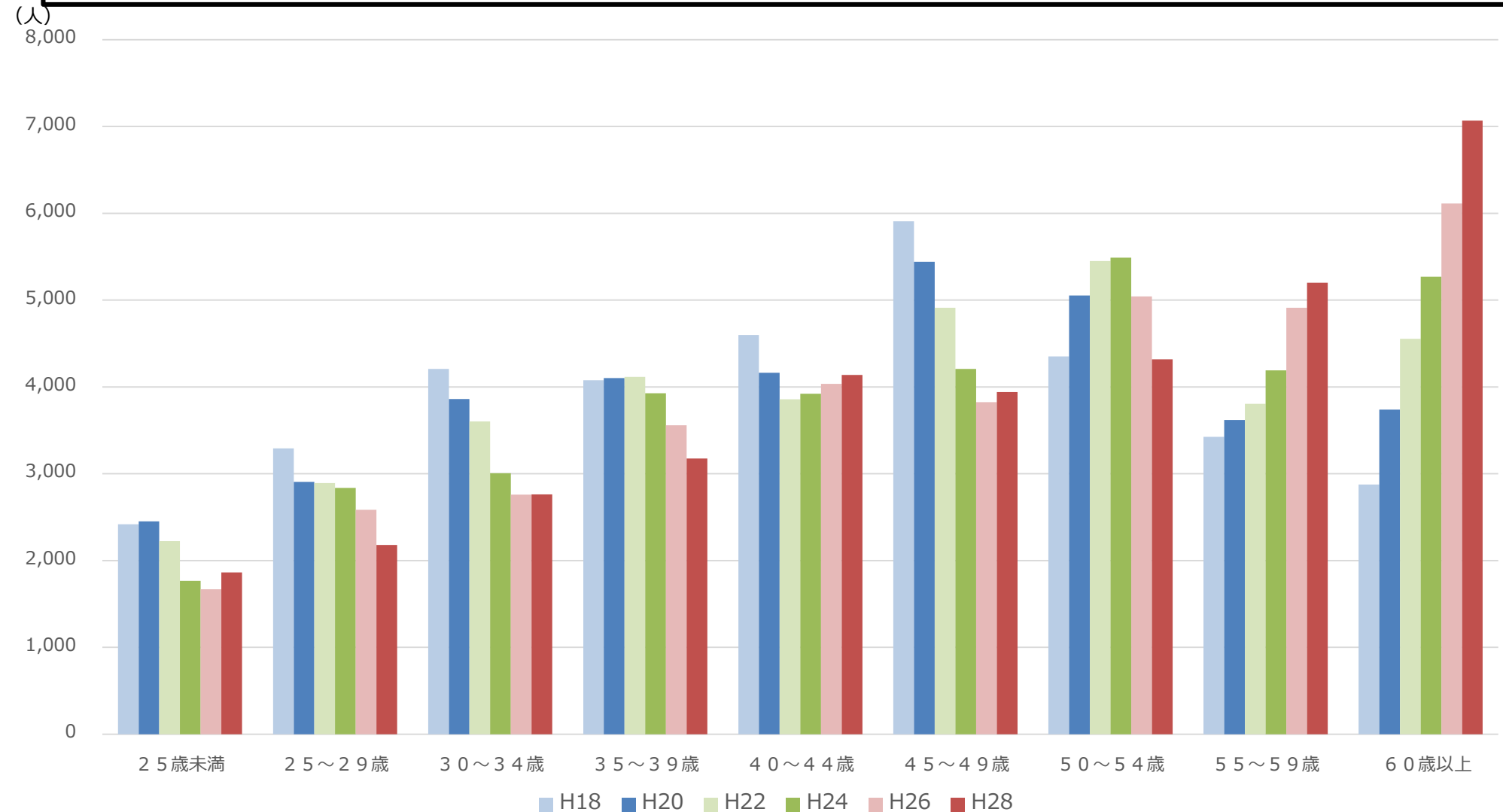
(参考)

合計	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495	34,640
50歳以上	9,496	10,651	12,411	13,811	14,950	16,068	16,586
50歳以上割合	26.6%	30.3%	35.1%	39.0%	43.2%	46.6%	47.9%

(出典：衛生行政報告例)

就業歯科技工士数の推移（年齢階級別）

○平成20年調査までは45～49歳が、平成22年及び24年までは50～54歳が、平成26年以降は60歳以上が最頻値となっている。



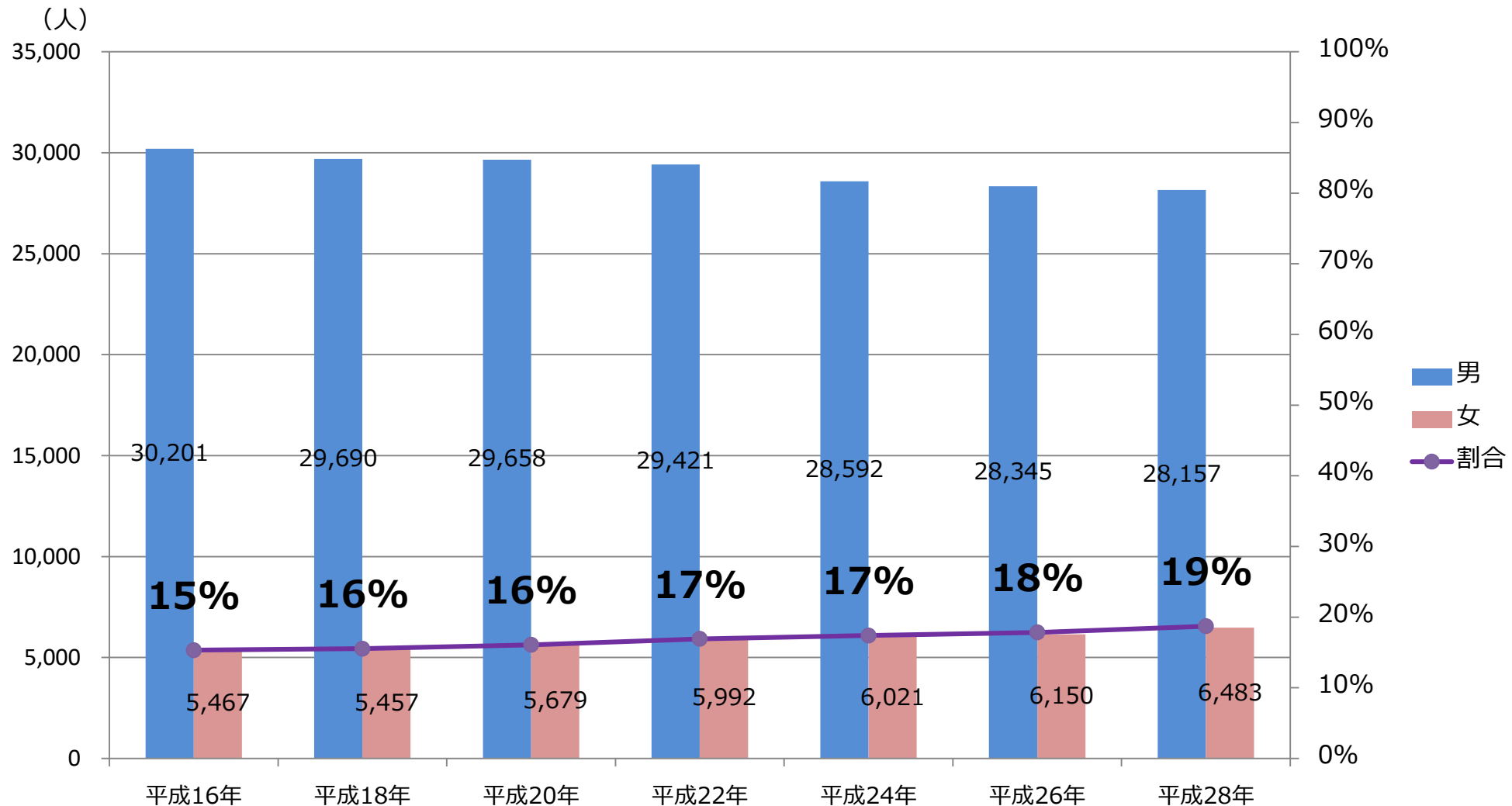
就業歯科技工士数の年次推移（男女別）

第1回歯科技工士の養成・
確保に関する検討会

平成30年5月15日

資料
2改

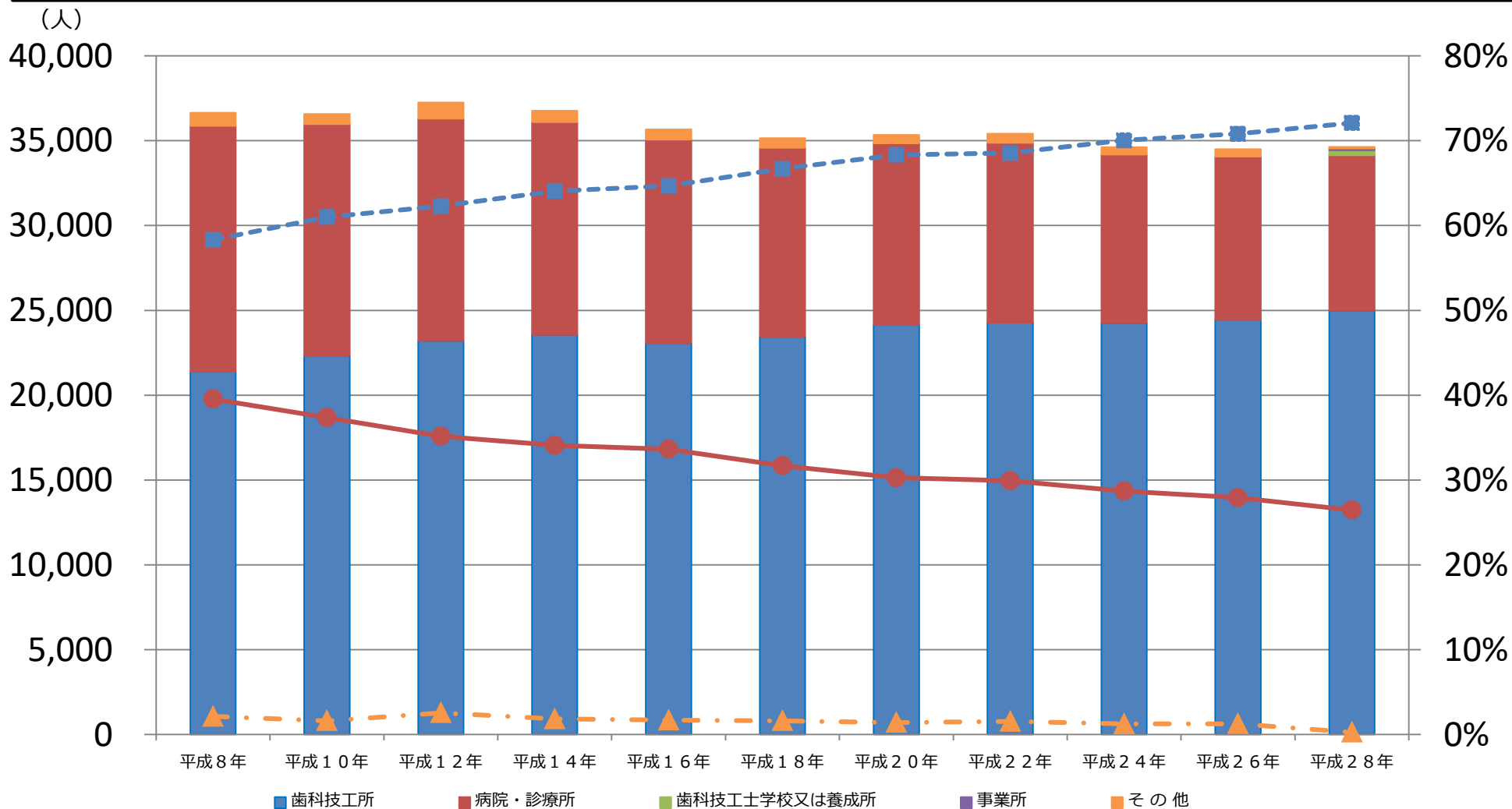
○就業歯科技工士のうち女性が占める割合は微増しており平成28年で18.7%である。



就業歯科技工士数の年次推移（就業場所別）

○歯科技工所で勤務する者は増加傾向にあり、病院・診療所に勤務する者は減少傾向にある。

○割合も同様の傾向を示しており、平成28年度では歯科技工所に勤務する者が最も多く70%を超えている。

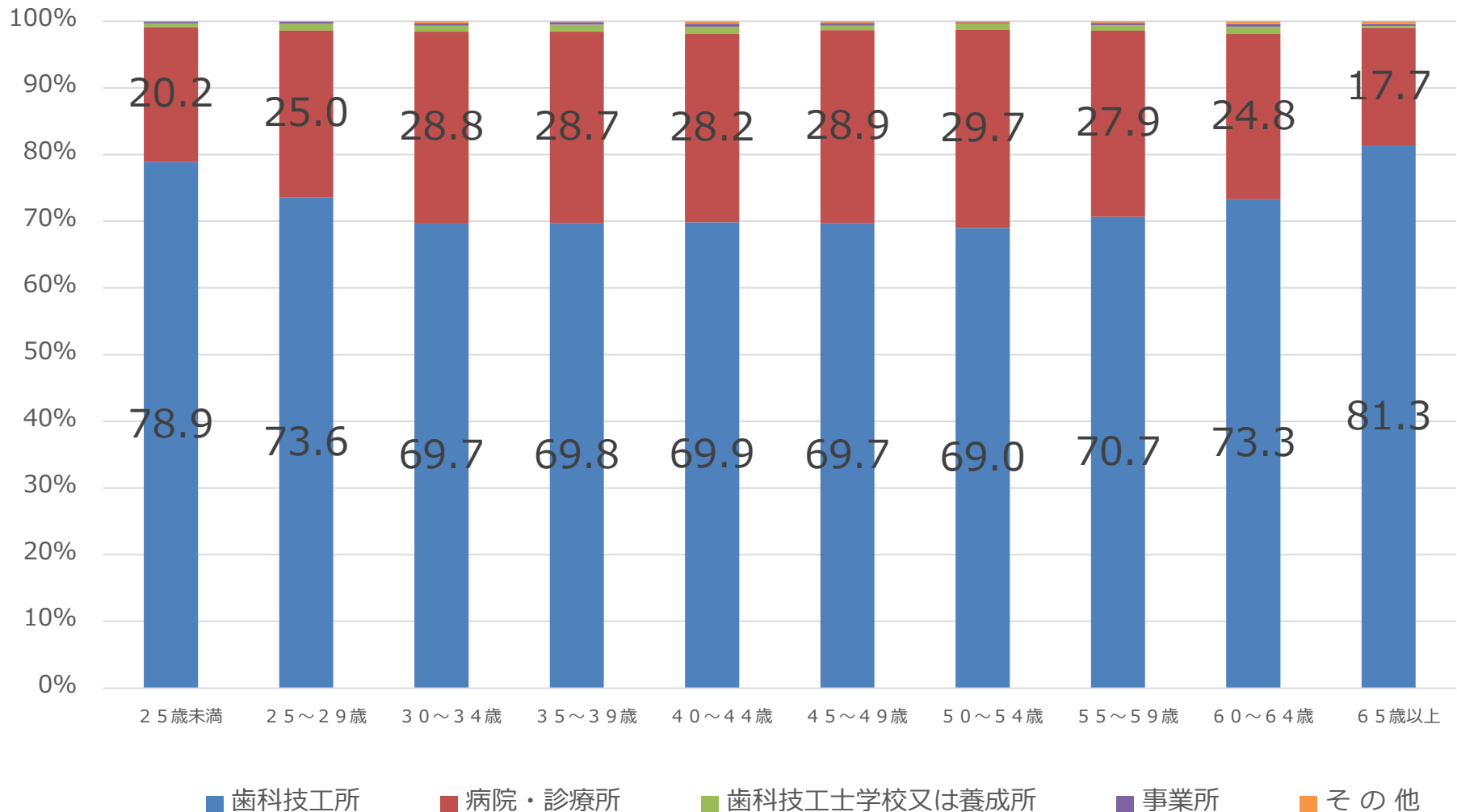


※平成28年調査より「歯科技工士学校又は養成所」及び「事業所」が追加された

(出典：衛生行政報告例)

歯科技工士の年齢階級別就業場所

- 全年齢階級において、就業場所として最も多く占めるのは歯科技工所であり、病院・診療所が次ぐ。
- 年齢が低い階級と高い階級では相対的に歯科技工所での就業の割合が若干高くなる。



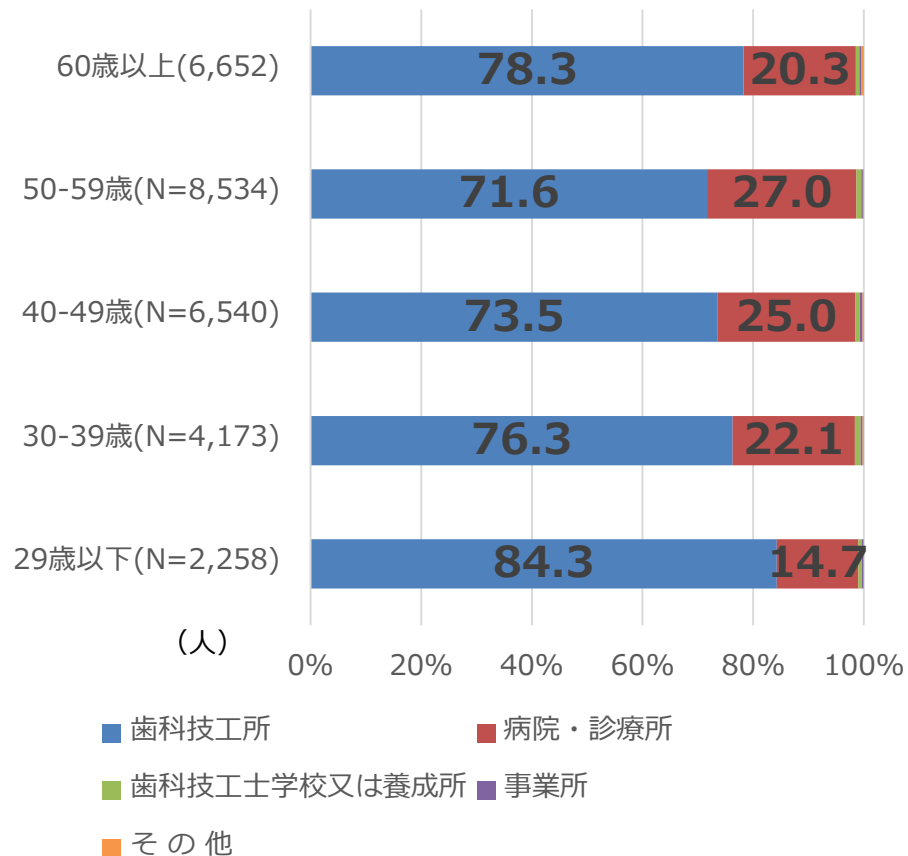
(出典:平成28年衛生行政報告例)

歯科技工士の年齢階級別就業場所（男女別）

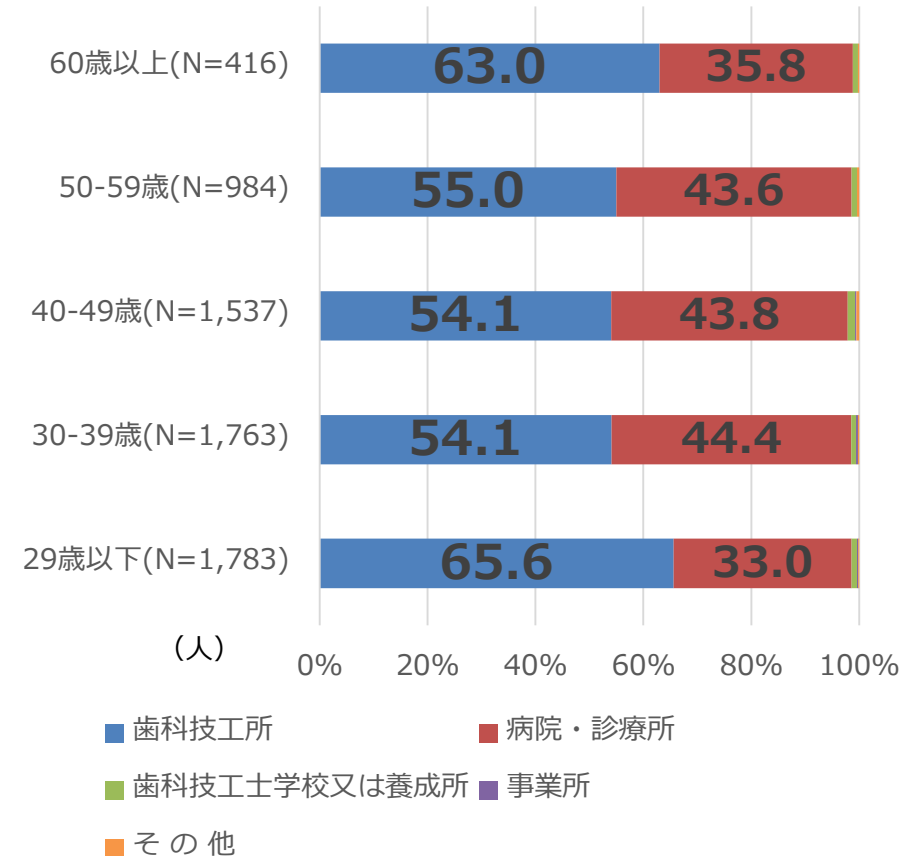
○男性・女性共に歯科技工所での勤務の割合が多い。

○男性と比較して女性は病院・診療所での勤務の割合が多い。

<男性>

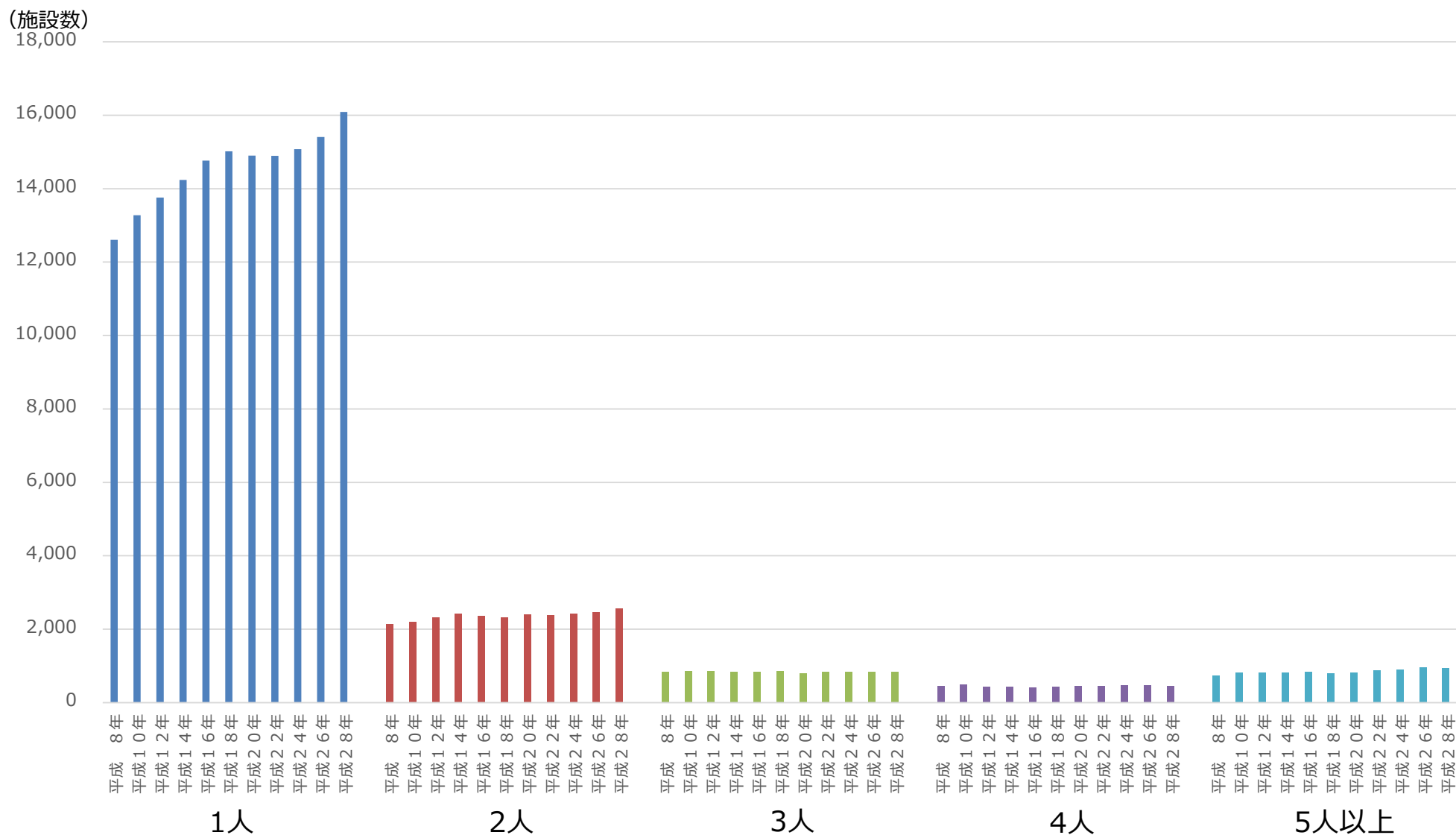


<女性>



就業者数規模別にみた歯科技工所数の推移

○平成28年において、就業者が1人である歯科技工所は約16,000件であり、その数は増加傾向にある。

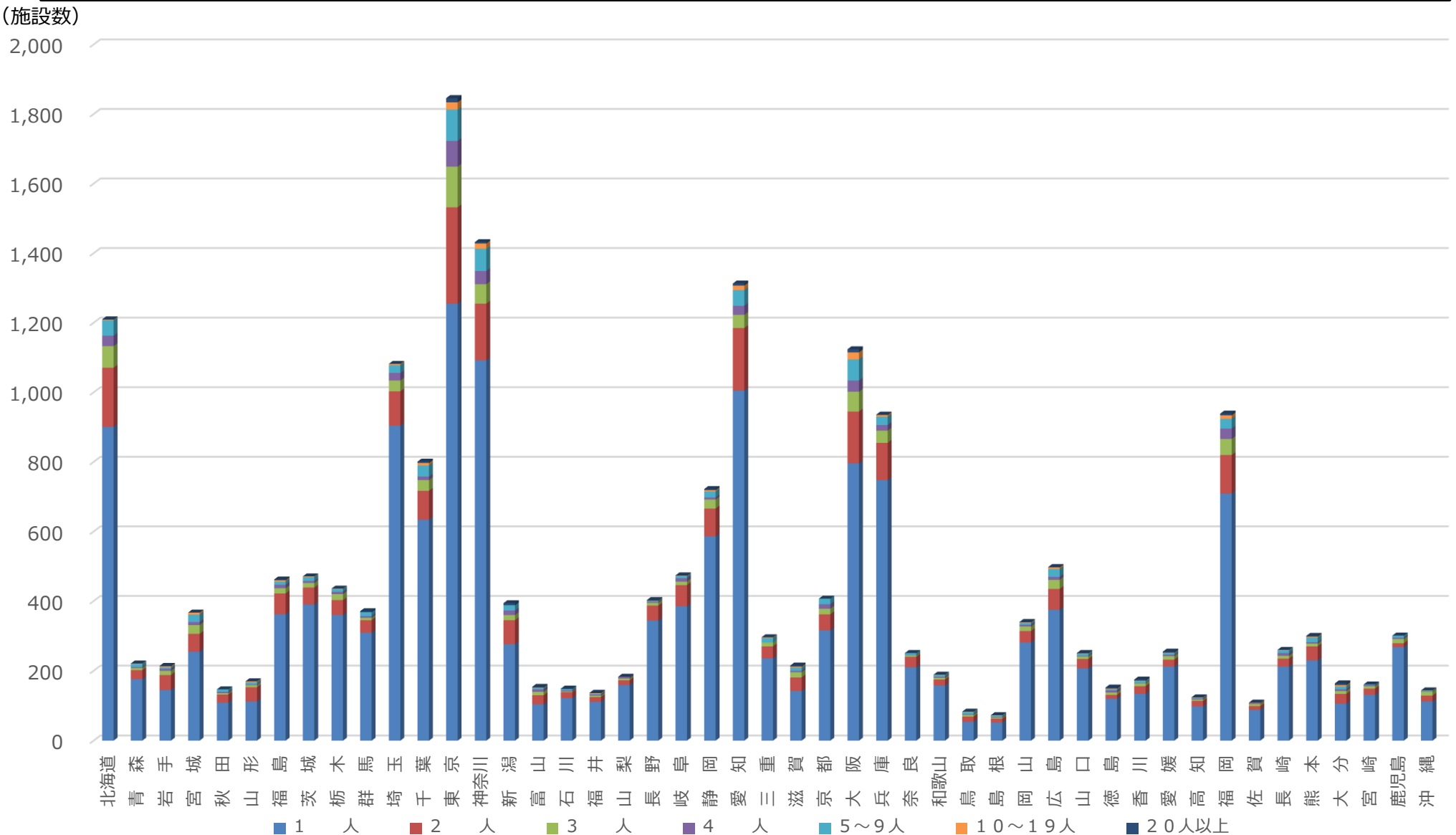


※平成28年調査より「5人以上」が細分化されたため、「5～9人」・「10～19人」・「20人以上」の項目は全て「5人以上」に含めた。

(出典：衛生行政報告例)

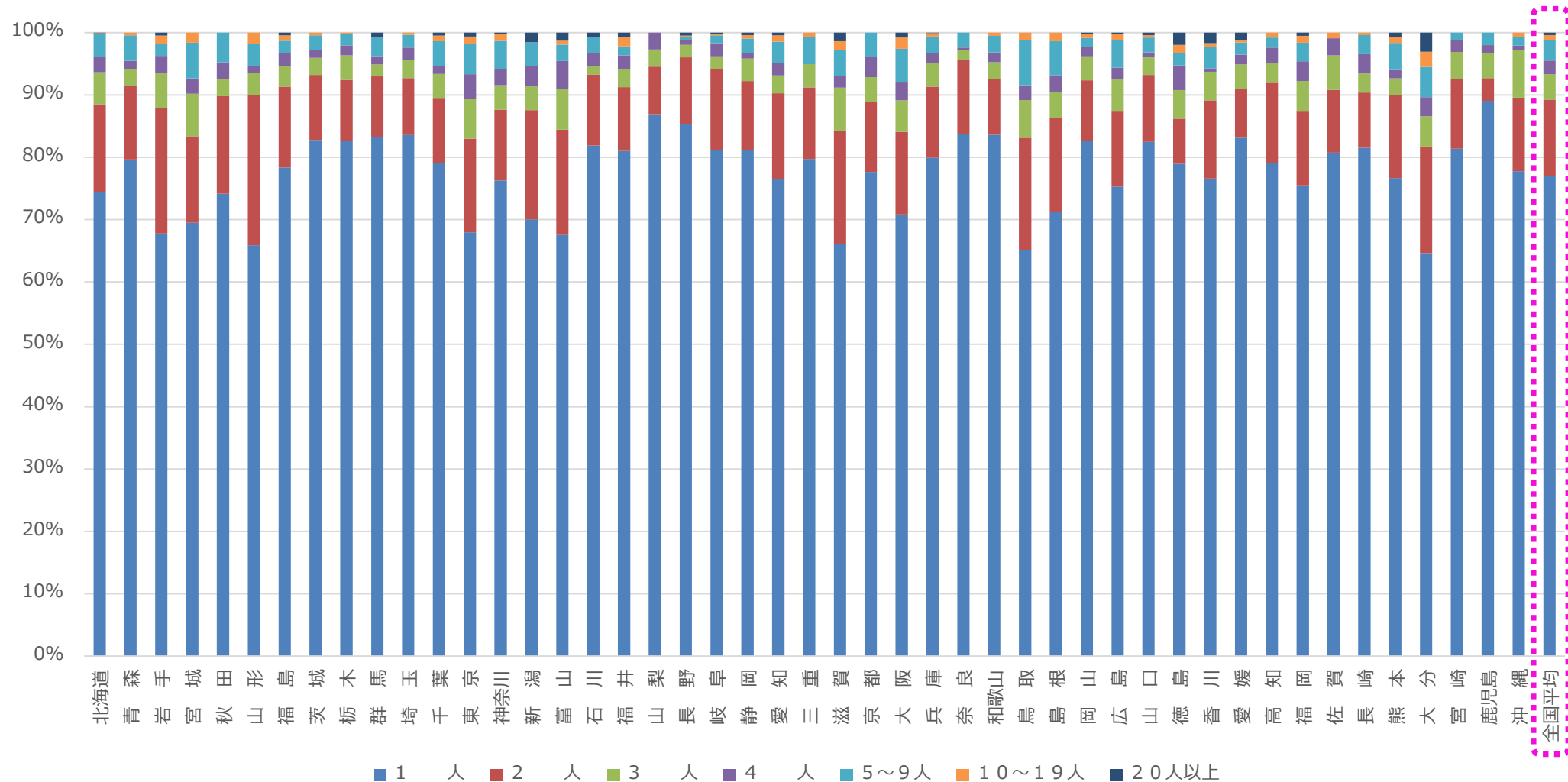
都道府県別にみた就業者数規模別歯科技工所数

○就業者数規模別歯科技工所の数は、都道府県によってばらつきがみられる。



都道府県別にみた就業者数規模別歯科技工所の割合

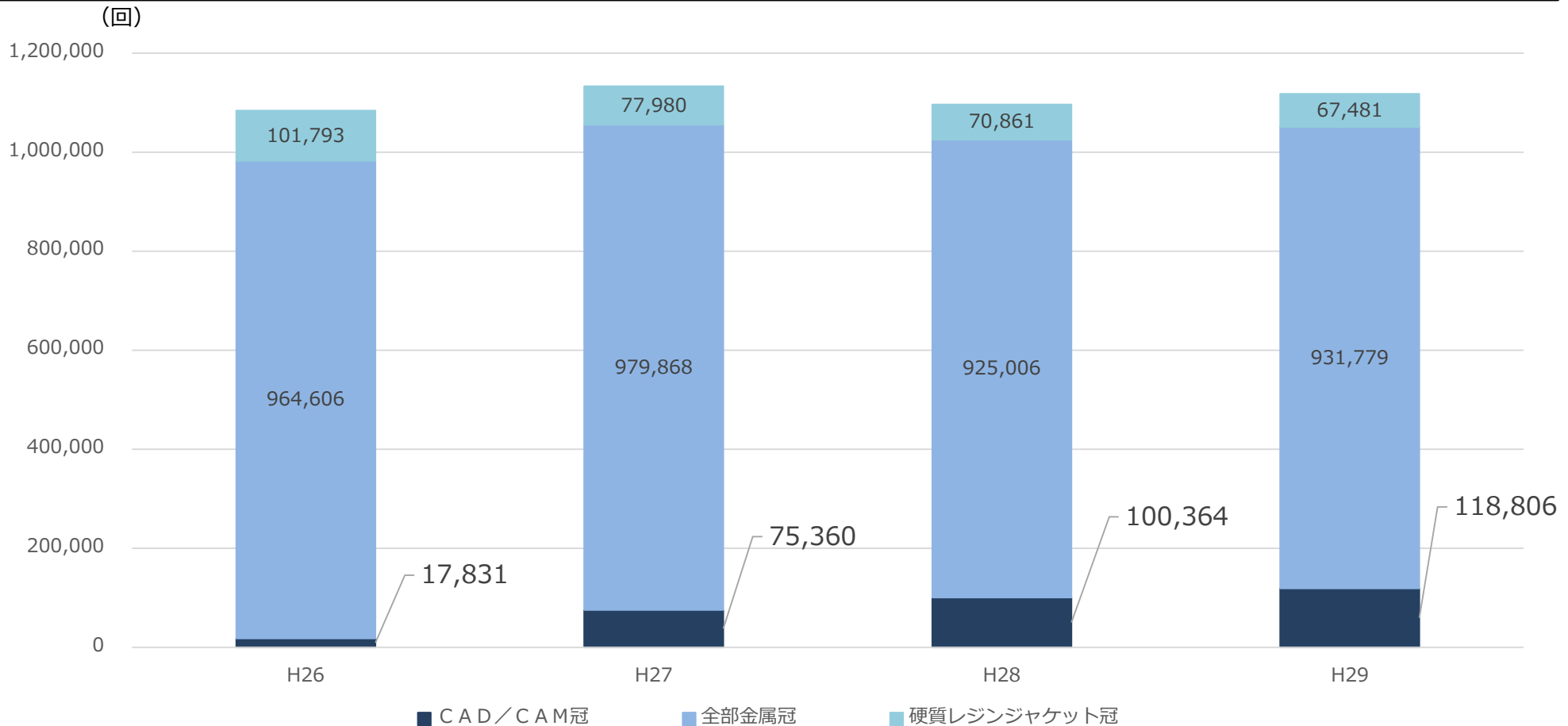
○各都道府県における就業者数規模別歯科技工所の割合は異なり、就業者が1名である歯科技工所は全体の約77.0%を占める。



(出典：平成28年衛生行政報告例)

歯冠修復の算定回数の推移

- 平成26年診療報酬改定により、CAD/CAM冠が小臼歯部を対象に保険収載された。
その後、下顎第一大臼歯に適応拡大されている。
- 全部被覆冠の算定回数においてCAD/CAM冠の数は増加傾向にある。
- CAD/CAM冠の製作には、従来の歯科技工で必要とされていたワックスアップや鋳造のための設備は不要であるが、他方、コンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を導入する必要があるため、設備投資が必要である。



※社会医療診療行為別統計における各年度の6月審査分のCAD/CAM冠・全部金属冠・硬質レジンジャケット冠の算定回数を比較したもの

(出典：社会医療診療行為別統計)

(参考) 施設基準 (C A D / C A M冠) の届出状況

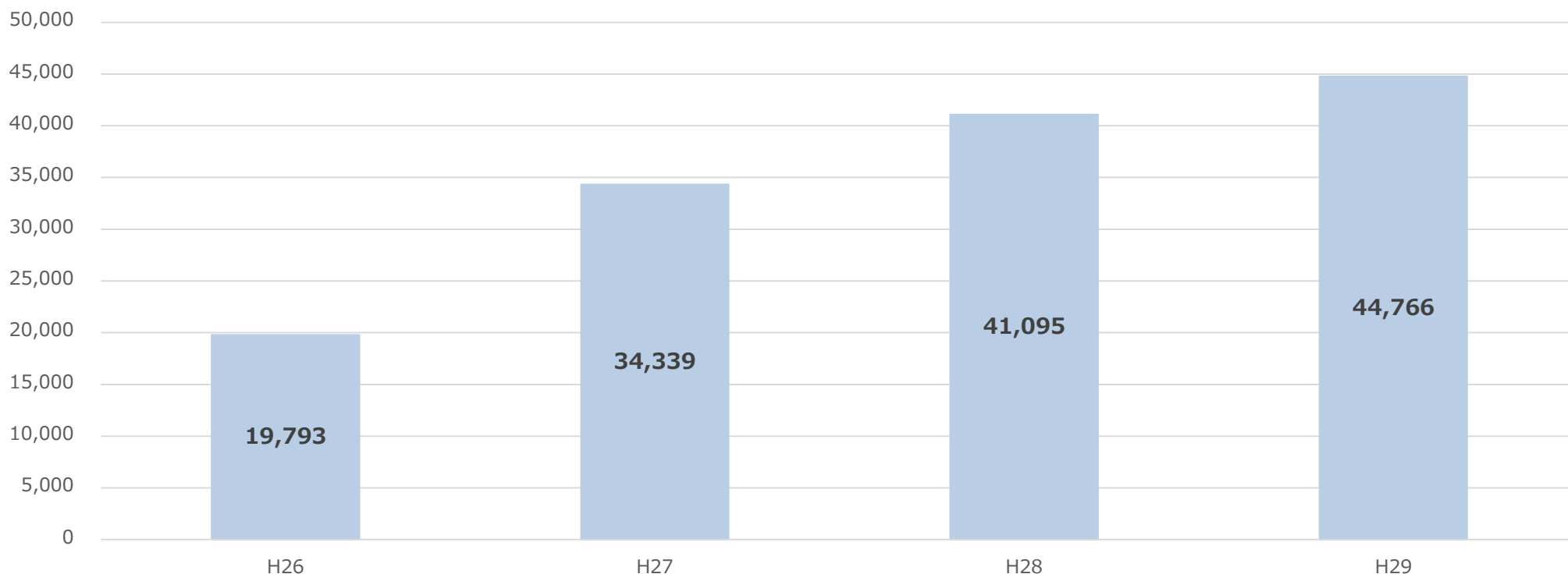
[施設基準通知]

第57 の6 C A D / C A M冠

1 C A D / C A M冠に関する施設基準

- (1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- (2) 保険医療機関内に歯科用C A D / C A M装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること。
- (3) 保険医療機関内に歯科用C A D / C A M装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られていること。

(届出医療機関数)



○診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取り纏めたものである。

○現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。

○届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。

(保険局医療課調べ)

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

（用語の定義）

第二条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師（歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。）がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われないものを除く。

（届出）

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。第二十六条第一項を除き、以下この章において同じ。）に届け出なければならない。届け出た事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）

（届出事項）

第十三条 法第二十一条第一項前段の規定により届け出なければならない事項は、次の通りとする。

- 一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 開設の年月日
- 三 名称
- 四 開設の場所
- 五 管理者の住所及び氏名
- 六 業務に従事する者の氏名
- 七 構造設備の概要及び平面図

歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）

（改善命令）

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）

（歯科技工所の構造設備基準）

第十三条の二 法第二十四条に規定する歯科技工所の構造設備は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- 二 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- 三 手洗設備を有すること。
- 四 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- 五 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、十平方メートル以上の面積を有すること。
- 六 照明及び換気が適切であること。
- 七 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 八 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- 九 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- 十 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- 十一 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- 十二 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。

平成30年度予算：2,075千円（平成29年度：2,075千円）

【目的】

- ・義歯などの歯科補てつ物については、歯科医療機関内又は歯科技工所において製作されるが、後者については、外部に作製が委託されることから、納品された歯科補てつ物が、患者自身でどこの技工所で誰が製作したかなどの情報が把握できない。
- ・このため、患者に対して歯科補てつ物に関する情報を院内掲示等により情報提供することで、安全・安心な歯科医療の提供に資するものか、検証を行うものである。

一般的な歯科補てつ物の製作過程（歯科技工所に製作を委託する場合）



歯科技工指示書による製作委託

患者に対して、

- ・ 作製する歯科技工所
- ・ 作製する歯科技工士
- ・ 作製工程

等について、

院内掲示やリーフレットの配布等により
情報提供を行う

イメージ
当医院で製作した歯科補てつ物について

- ・ 当該医院で作製された
●●については、下記の
歯科技工士が製作しています



技工 太郎
(●●技工所)

- の作製工程
1.
 2. ××××
 3. △△△△

1 歯科技工業の多様な業務モデルに関する研究

- ・歯科技工業の多様な業務モデルについて勤務環境（労働時間、収益等）にかかる要素ごとに利点・欠点を整理するとともに、当該業務モデルの効果的運用方法について提案し、当該業務モデルの導入に資するマニュアル等を作成する。
- ・歯科技工所と歯科診療所等の間の委託契約の方法及び内容や、歯科技工所内の雇用契約の内容の検証。

研究期間　： 2年（平成29年度～平成30年度）

研究代表者：昭和大学 赤川安正客員教授

2 歯科衛生士及び歯科技工士の免許取得者の就業状況等に関する研究

- ・複数の歯科衛生士及び歯科技工士養成施設の卒業生（卒後3年以上、過去約10年）を対象に、養成施設に入学した理由や、卒後の就業状況、またその選択の理由、職歴等について実態調査を行う事により、近年の就業動向等を検証する。
- ・実態調査の結果に基づき、歯科衛生士と歯科技工士のキャリアパスや働き方について検討を行い、就職率の向上及び離職率の低下のための具体的な方策を提示する。

研究期間　： 2年（平成29年度～平成30年度）

研究代表者：東京医科歯科大学 須田英明名誉教授

【調査方法】

- ✓ 対象：歯科技工所 4,009施設（自治体のホームページに公開されている歯科技工所の中から抽出）
歯科医療機関 750施設（日本歯科医師会の会員の中から無作為抽出）
歯科技工士（調査対象の歯科技工所又は歯科医療機関に勤務する歯科技工士）
- ✓ 方法：郵送による質問票調査

【結果（抜粋）】

- ✓ 回収状況：歯科技工所429通、歯科医療機関576通、
歯科技工士（歯科技工所勤務）319通、歯科技工士（歯科医療機関勤務）167通の回答。
- ✓ 労働環境改善への取り組み内容：「作業環境の不具合がないようにする(71.3%)」が最も多く、
次いで「作業環境に関する新しい情報を入手する(29.8%)」、「従業員の意見を積極的に取り入れる(19.1%)」
- ✓ 歯科技工業務の効率化への取り組み内容：「特定の補てつ物等のみの受注を行っている(39.4%)」が最も多く、
次いで「補てつ物等の種類に応じて担当制としている(26.3%)」、「新しい機器を導入している(24.9%)」
- ✓ 補てつ物等の製作における業務形態：「全患者を1人で担当」する形態が最多。
- ✓ 直近3年間での補てつ物等の製作個数の変化：クラウンブリッジは減少傾向であったが、CAD/ CAM冠は増加傾向。
- ✓ 補てつ物等の製作場所（歯科医療機関調査）：「すべてを歯科技工所に委託(43.4%)」、「大部分を歯科技工所に委託、一部は院内(28.3%)」「一部を歯科技工所に委託、大部分は院内(18.2%)」、「すべてを院内で製作（2.1%）」
- ✓ 1日平均就労時間（歯科技工士（歯科技工所勤務）調査）：中央値で10時間（2～20時間）、
そのうち残業時間は2時間。直近3年間の就労時間は、やや減少傾向
- ✓ 1カ月の残業時間（歯科技工士（歯科技工所勤務）調査）：「ほとんどない（30.7%）」が最も多く、
「45時間未満(15.0%)」、「45時間以上(13.2%)」、「80時間以上(9.7%)」、「100時間以上(18.8%)」

※速報値である点に留意

【調査方法①】

- ✓ 対象：歯科技工士養成施設の卒業生 1,600名（同窓会名簿から無作為抽出された者）
- ✓ 方法：郵送による質問票調査

【結果（抜粋）①】

- ✓ 回収状況：239 通回収（回収率：14.9%）
- ✓ 分析対象者の平均年齢（標準偏差）は37.8（9.6）歳。

※ 回収率が低く、母集団（全卒業生）の正しい代表を表していない可能性があるため、数値の解釈には注意を要する。

年代別では、20 歳代22.6%、30 歳代30.1%、40 歳代34.3%、50 歳代12.6%。

- ✓ 性別は、男性63.2%、女性36.8%。
- ✓ 歯科技工士として就業している者は61.5%、就業していない者は38.5%。
- ✓ 歯科技工士として就業していない者が、歯科技工士としての仕事を離職した平均年齢（標準偏差）は、25.6（5.0）歳。
79.4%の者が20 歳代で離職をしており、そのうち51.1%の者が20～25 歳未満で離職。
- ✓ 離職の理由として：「給与・待遇の面（57.6%）」が最も多く、
次いで、「仕事内容への不安（45.7%）」、「健康面（34.8%）」
- ✓ 現に歯科技工士として就業していない者は、歯科技工士として就業している者と比べ、歯科技工士としての業務内容に見合うと思う給与として、20～30 万円未満では少ないと回答。
- ✓ 女性は、免許取得後に歯科技工士として働き始めた1～2 年目の時における日々の業務に対して不満を感じている傾向。

【調査方法②】

- ✓ 衛生行政報告例における歯科衛生士と歯科技工士の年齢階級別就業者数を用いて、同一出生世代の就業者数の推移を分析

【結果（抜粋）②】

- ✓ 歯科衛生士では、全国的に20歳代から30歳代にかけて就業者数が減少するが40歳代になると増加するという、いわゆるM字カーブの形状が年々明瞭になっていたことが確認された。
- ✓ 歯科技工士では、M 字カーブは認められず、男女ともに年齢が進むにつれて「離職」が進行している状況が示唆された。